



## 若者に多い消費者トラブル特集

令和4年度の消費生活センターに寄せられた相談件数は1,666件で、前年度比6.1%の増となっています。昨年4月に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたこともあり、特に若者の相談の増加が見受けられます。

若者の相談の特徴としては、「エステティックサービス」についてのトラブルが急増しているほか、「簡単に稼げると広告された副業」や「オンラインゲーム」に関するものなどが多くなっています。

今号では、若者に多い最近のトラブル事例と対策を紹介します。



「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください

## 府中市消費生活センター

相談専用 ☎042-360-3316

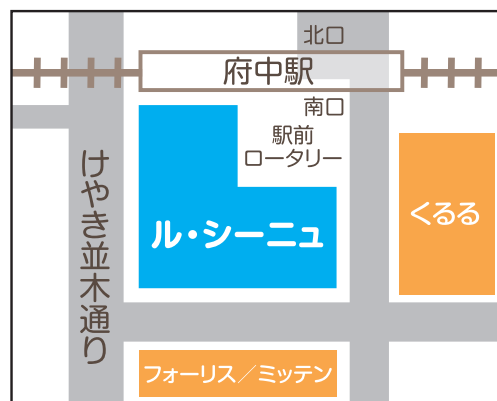
相談時間 月～金曜日(祝日・年末年始・休館日は除く)  
午前10時～正午／午後1時～4時

相談場所 府中市宮町1-100 ル・シーニュ6階

対象者 市民、市内在勤・在学の方

相談方法 電話、または来所

※できるだけ来所によらず、電話相談をご利用くださいますようお願いいたします。



## 事例1

半年前に契約し、施術を受けていた脱毛サロンが倒産した。料金はクレジットカードの分割払いにしており、支払いが残っている。残金の支払い停止と未施術分の返金をしてほしい。

## 解説

事業者が倒産して破産手続きが開始された場合、事業者の財産は破産管財人（弁護士）の管理下に置かれるため、返金などについて事業者と直接話し合いはできません。

ただし、クレジット払いをしている場合は、クレジット会社へ以降の支払いの停止を求める抗弁を主張することができます。

また、倒産に至らないまま、経営不振により施術が受けられなくなるケースもあります。



## 対策

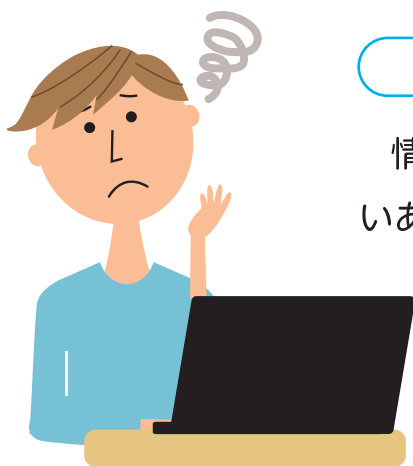


- 破産管財人に確認し、連絡を待ちましょう。
- クレジット会社への抗弁については、まずはクレジット会社へ問い合わせましょう。
- クレジットカードで一括払いしている場合は、クレジット会社によって対応が異なりますので、早めにクレジット会社に相談しましょう。

## 事例2

「簡単に稼げる」というインターネットの広告を見て、情報商材<sup>※1</sup>を購入した。その後、事業者から電話で「有料プランに入り、サポートを受けなければ稼げない」といわれて高額な有料プランを契約した。指示通りに作業しても稼げないので解約したい。

※1 インターネットの通信販売などで、副業や投資で高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されているもの。



### 解説

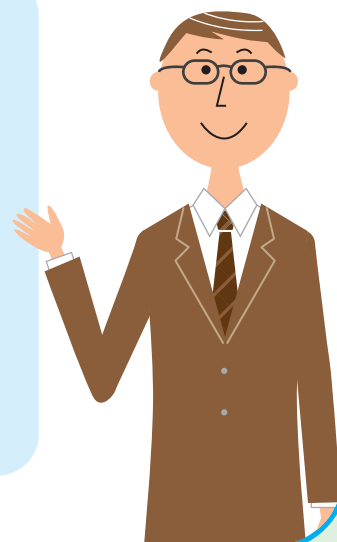
情報商材は購入するまで内容が分からないため、広告と違いあまり価値のない情報だったという場合があります。

電話で勧誘を受けてサポートプランなどの契約をした場合は、定められた期間以内であればクーリング・オフにより、違約金を支払うことなく契約を解除できます。

### 対策

- 契約書、広告の画面、事業者とのやり取りの記録、契約に至った経緯などを整理し、消費生活センターに相談しましょう。
- クレジットカードで決済した場合は、カード会社に連絡しましょう。

- 楽して稼げるうまい話はありません。「簡単に稼げる」ことを強調する広告は、安易に信じないようにしましょう。
- 知人や友人から勧誘され断りにくい場合でも、必要のない契約はきっぱり断りましょう。
- 「お金がない」と言って断ると、消費者金融などの借金を勧められる場合があります。断る際は「契約しない」とはっきり言いましょう。



### 事例3

小学生の息子にスマートフォンを使わせていたら、ゲームアプリ内で課金を繰り返し、キャリア決済<sup>※2</sup>したことがわかった。未成年者契約の取消しができるか。

※2 携帯電話料金と合算で商品代などを支払う決済サービス

### 解説

18歳未満の未成年者が、法定代理人(両親が一般的)の同意を得ずに行った契約は、原則として取消しできます。

ただし、未成年者が年齢を詐称したり、親の承諾を取付けていると偽っていた場合は、取消しできるとは限りません。



### 対策

- プラットフォーム事業者<sup>※3</sup>に、未成年者による課金であることを申し出ましょう。
- プラットフォーム事業者から返金されない場合は、ゲームの提供会社に問合せをしましょう。



- オンラインゲームのルールについて、家族でよく話し合しましょう。
- 端末内のクレジットカードなどの決済機能の管理を適切に行いましょう。

※3 インターネット上で、ゲームコンテンツなどの場を提供する事業者

### 消費生活センター休館日のご案内

2023年7月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2023年8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2023年9月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2023年10月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

■ は休館日となります。



消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。

編集・発行

府中市生活環境部産業振興課  
消費生活センター

〒183-0023府中市宮町1-100

TEL 042-360-3316

FAX 042-351-4605

Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp